

# 奈良市公報

第 2 4 3 号

平成21年 4月 1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 規 則

- 奈良市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

### 告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 住居番号の設定…………… 4
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 4
- 道路の位置指定…………… 5
- 都市計画緑地の廃止…………… 5
- 都市計画地区計画の変更…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 5
- 都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧…………… 5
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 都市公園の供用開始…………… 6
- 道路の位置の変更（2件）…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 7

### 公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 7

### 教 育 委 員 会

- 奈良市指定文化財の指定の一部改正…………… 7
- 奈良市指定文化財の指定…………… 7
- 奈良市立狭川幼稚園の休園…………… 8

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 8
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 8

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 8

## 規 則

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

### 奈良市規則第9号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地方自治法施行令」を「一般競争入札に参加しようとする者が、地方自治法施行令」に、「一に該当する者は、その事実があった後2年間」を「いずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて」に改める。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（随意契約によることができる場合の手続）

第17条の3 市長は、毎年度、令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る発注の見直しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称
- (2) 契約に関する事務を所掌する部課等の名称
- (3) 契約の締結を予定する日
- (4) その他必要な事項

2 市長は、前項の契約をしようとするときは、その締結の日までに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約の相手方の選定基準、申込みの方法及び契約の相手方の決定方法
- (3) その他必要な事項

3 市長は、第1項の契約を締結したときは、その締結後速やかに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約に係る物品又は役務の名称
- (2) 契約の相手方となった者の名称及び所在地
- (3) 契約に関する事務を所掌する部課等の名称
- (4) 契約を締結した日
- (5) 契約の数量及び契約金額
- (6) 契約の相手方の選定理由
- (7) その他必要な事項

4 市長は、第1項から前項までの規定により公表した事項に変更があったときは、速やかに変更後の内容を公表するものとする。

5 前各項の規定による公表は、契約に関する事務を所掌する部課等において閲覧に供し、又はインターネットを利用する方法により行うものとする。

### 附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、第17条の2の次に1条を加える改正規定は、公布の日から

施行する。  
(平成21年3月9日掲示済)

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年3月9日

奈良市長 藤原 昭

**奈良市規則第10号**

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則（平成14年奈良市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「翌日」を「日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日」に改め、同項第3号中「、火曜日」を削り、「除く。」を「除き、火曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い国民の祝日でない日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**3 供用を開始する排水施設の位置**

管 渠 番 号	起 点	終 点
鳥見第2幹線-37	奈良市富雄川西一丁目24-17	奈良市富雄川西一丁目23-8
鳥見第2幹線-38	奈良市富雄川西一丁目23-8	奈良市富雄川西一丁目24-1
都跡幹線-303	奈良市四条大路三丁目904-2	奈良市四条大路三丁目989-3
都跡幹線-304	奈良市四条大路一丁目734-2	奈良市四条大路一丁目738-2
都跡幹線-305	奈良市四条大路一丁目723-2	奈良市四条大路一丁目724-1
北永井幹線-317	奈良市白毫寺町19-4	奈良市白毫寺町75-4
北永井幹線-318	奈良市白毫寺町75-12	奈良市白毫寺町15-1
北永井幹線-319	奈良市白毫寺町75-4	奈良市白毫寺町15-1
北永井幹線-320	奈良市白毫寺町75-4	奈良市白毫寺町77-1
明治幹線-246	奈良市北永井町383-2	奈良市北永井町383-4
大安寺第1幹線-214	奈良市南京終町一丁目164-4	奈良市南京終町一丁目164-6

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成21年3月2日掲示済)

**奈良市告示第82号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成21年3月2日

奈良市長 藤原 昭

**1 入札に付する事項**

(平成21年3月9日掲示済)

**告 示**

**奈良市告示第81号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成21年3月2日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成21年3月2日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成21年3月16日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市富雄川西一丁目、四条大路三丁目、四条大路一丁目、白毫寺町、北永井町及び南京終町一丁目の各一部

道路改良工事（丹生町地内・丹生北野山線）ほか1件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

- 者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
告示日から平成21年3月5日までは閲覧コーナー、同月6日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成21年3月5日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知  
平成21年3月6日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743
- 別表省略
- （平成21年3月2日揭示済）

**奈良市告示第83号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年3月2日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	株式会社ライフェール奈良店	奈良県奈良市朱雀三丁目5-4	株式会社ライフェール	平成20年4月10日
新	株式会社ライフェール奈良店	奈良県奈良市青野町11-2	株式会社ライフェール	

（平成21年3月2日揭示済）

**奈良市告示第84号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成21年3月2日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	

施設又は実施する事業の種類

指定年月日

名称	主たる事務所の所在地		
時間の家デイサービスセンター	奈良県奈良市東九条町640-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成21年3月1日 平成21年3月1日
株式会社おたすけマン	奈良県奈良市田中町369-2		
訪問介護ブリッジ	奈良県奈良市南永井町146北之庄ビル203	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成21年3月1日 平成21年3月1日
株式会社ブリッジ	奈良県奈良市南永井町146北之庄ビル203		

(平成21年3月2日揭示済)

**奈良市告示第85号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年3月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年3月2日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。  
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。  
ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成21年3月2日揭示済)

**奈良市告示第86号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成21年3月3日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成21年3月3日揭示済)

**奈良市告示第87号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年3月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成21年3月3日
  - 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成21年3月3日揭示済)

**奈良市告示第88号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年3月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成21年3月4日
  - 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成21年 3月 4日 揭示済)

**奈良市告示第89号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年 3月 5日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西大寺北町一丁目7番8号
申請者氏名	株式会社 三木ホーム 代表取締役 三木 恒二
道路の位置	奈良市あやめ池北三丁目1139番地13の一部、 1139番地17及び1139番地18
道路の幅員	最大6.05m 最小6.02m
道路の延長	16.49m
指定年月日	平成21年 3月 5日
指定番号	第20016号

(平成21年 3月 5日 揭示済)

**奈良市告示第90号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）緑地（17号朱雀大路緑地）を廃止しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定のとおり告示し、同法第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年 3月 6日

奈良市長 藤原 昭

(平成21年 3月 6日 揭示済)

**奈良市告示第91号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成21年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

百楽園五丁目地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市百楽園五丁目の一部

(平成21年 3月 9日 揭示済)

**奈良市告示第92号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年 3月 9日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 3月 9日 揭示済)

**奈良市告示第93号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成21年 3月 9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日  
平成21年 3月 23日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日  
平成20年12月 1日、同月 4日、同月 5日、同月 8日、  
同月 9日、同月12日、同月15日から同月18日まで、同月  
22日及び同月26日

(平成21年 3月 9日 揭示済)

**奈良市告示第94号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・112油阪佐保山線の事業計画について変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成21年3月9日

奈良市長 藤原 昭

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市建設部道路室道路建設課

(平成21年3月9日揭示済)

奈良市告示第95号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年3月9日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
林設備工業株式会社	代表取締役 林 弘之	奈良県奈良市押熊町842番地の1	平成21年3月9日

(平成21年3月9日揭示済)

奈良市告示第96号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

名称	位置	区域	供用開始日
大安寺町第1号街区公園	大安寺町553番21	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部都市計画室公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	平成21年3月12日
八条五丁目第1号街区公園	八条五丁目437番27		
押熊町第13号街区公園	押熊町1587番44		
二名三丁目第2号街区公園	二名三丁目1096番9		
中町第6号街区公園	中町408番27		
中山町西三丁目第4号街区公園	中山町西三丁目210番59		

(平成21年3月12日揭示済)

奈良市告示第98号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり変更したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成21年3月12日

奈良市長 藤原 昭

変更前告示番号及び指定番号	平成18年4月14日 奈良市告示第263号第17023号
申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	奈良市長 藤原 昭

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年3月11日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成21年3月11日
- 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成21年3月11日揭示済)

奈良市告示第97号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年3月12日

奈良市長 藤原 昭

道路の位置	奈良市古市町1266番地の8及び1239番地の3の各一部
道路の幅員	最大5.65m 最小4.00m
道路の延長	74.33m
変更した部分	すみ切りの形状を一部変更した
指定年月日	平成21年3月12日
指定番号	第20018号

(平成21年3月12日揭示済)

奈良市告示第99号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり変更したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成21年 3月12日

奈良市長 藤原 昭

変更前 告示番号及 び指定番号	平成17年 1月12日 奈良市告示第22号 第16010号
申請者住所	奈良市二条大路南一丁目1番1号
申請者氏名	奈良市長 藤原 昭
道路の位置	奈良市古市町1266番地の8の一部
道路の幅員	最大5.98m 最小5.50m
道路の延長	214.79m
変更した部分	道路幅員を最大6.00m最小5.84mから最大5.98m最小5.50mに変更した
指定年月日	平成21年 3月12日
指定番号	第20019号

(平成21年 3月12日揭示済)

奈良市告示第100号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成21年 3月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成21年 3月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成21年 3月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第4号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成21年 3月10日

奈良市水道事業管理者  
福村 圭司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 水野設備	代表取締役 水野 博巳	奈良県宇陀市榛原区 笠間2182番地	平成21年 3月5日

(平成21年 3月10日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第4号

次のとおり奈良市指定文化財の指定の一部を改正します。

平成21年 3月3日

奈良市教育委員会  
委員長 冷水 毅

告示番号	所 在 (有)	
	変更前	変更後
平成21年奈良市教育 委員会告示第2号	奈良市南田原町 吉次啓祐	奈良市南田原町 372-1 福智院

(平成21年 3月3日揭示済)

奈良市教育委員会告示第5号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条の規定により、平成21年 3月3日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第9条の規定に基づき告示します。

平成21年 3月3日

奈良市教育委員会  
委員長 冷水 毅

分類	件 名	数量	所有者・所在地	備考
絵 画	絹本着色鹿島立神影図 附 旧軸木 1本	1 幅	春日大社 奈良市春日野町160	南北朝時代
絵 画	絹本着色鹿島立神影図	1 幅	春日大社 奈良市春日野町160	南北朝～室町時代
考古資料	三角縁吾作銘二神二獸鏡 附 「弥勒寺古鏡記并掖斎所蔵古鏡銘」額 龍華山古鏡詩并序 1冊	1 面	弥勒寺 奈良市中町4440	3世紀後半

(平成21年3月3日揭示済)

**奈良市教育委員会告示第6号**

奈良市立狭川幼稚園は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、休園します。

平成21年3月4日

奈良市教育委員会  
委員長 冷水 毅  
(平成21年3月4日揭示済)

**選挙管理委員会****奈良市選挙管理委員会告示第4号**

平成21年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成21年3月2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 玉 永 進

50分の1の数 6,026人  
6分の1の数 50,212人  
3分の1の数 100,423人

(平成21年3月2日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第5号**

平成21年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成21年3月2日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 玉 永 進

奈良選挙区 98,202人  
月ヶ瀬選挙区 502人  
都祁選挙区 1,720人

(平成21年3月2日揭示済)

**農業委員会****奈良市農業委員会告示第5号**

奈良市農業委員会平成21年3月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成21年3月6日

奈良市農業委員会  
農地部会長 徳 西 利 和  
記

- 1 日時  
平成21年3月13日（金） 午前9時
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
  - (4) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
  - (5) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
  - (6) 水田利用転換届出について
  - (7) 水田・畑地造成形質変更届出について
  - (8) 農業生産法人の要件確認について
  - (9) 特定農地貸付の承認申請について
  - (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
  - (11) 知事許可について（2月許可分）
  - (12) 非農地証明について（2月分）

(平成21年3月6日揭示済)